

平成23年11月18日(金)
文化財課
担当者 柿田、田形
内線 5626
直通 225-1844

国史跡及び名勝の指定について

- 1 国の文化審議会（会長 にしはら すずこ 西原 鈴子）は、平成23年11月18日（金）に、
じけいせき 寺家遺跡（羽咋市寺家町・柳田町）を国の史跡に、きゆうまつなみじょうていえん 旧松波城庭園（鳳珠郡能登町松波）
を国の名勝に、それぞれ指定するよう、文部科学大臣に答申した。
- 2 今回の答申どおり指定されれば、県内における国指定史跡は25件、国指定名勝は8件（特別名勝兼六園1件を含む）となる。

（参考）

- ・ 今回、国の文化審議会では答申が予定されている国史跡の新指定は8件、国名勝の新指定は5件、国天然記念物の新指定は1件となっている。
- ・ 本県の史跡及び名勝指定は、平成21年度の「辰巳用水」「末浄水場園地」の指定以来、2年ぶりとなる。

史跡 寺家遺跡について

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 寺家遺跡 |
| 2 | 所 在 地 | 羽咋市寺家町レ54番 など |
| 3 | 面 積 | 58, 207. 70㎡ |
| 4 | 特 徴 | 本遺跡は昭和53年、能登有料道路建設に伴い発見され、県により発掘調査が行われた。調査の結果、焼土面や石組炉等の祭祀遺構とそれに伴う銅鏡、鉄刀、多数の土器等のほか、竪穴建物及び掘立柱建物と数多くの遺物を検出した。9世紀後半の大型掘立柱建物を中心とする建物群は、規格性のある配置をとることから、祭祀を管理する施設の可能性が考えられている。その南には、溝と柵列により区画された掘立柱建物が存在し、周辺から海獣葡萄鏡 <small>かいじゅうぶどうきょう</small> が出土していることから、神社に関連する遺構の可能性が考えられている。銅鏡・帯金具 <small>おびかなぐ</small> ・銅鉤等の銅製品、鉄鏡・直刀・馬具等の鉄製品、勾玉 <small>まがたま</small> 、土馬 <small>どば</small> 、斎串 <small>いぐし</small> 、二彩 <small>にさい</small> ・三彩 <small>さんさい</small> 陶器等の出土遺物、「大」「宮」「司」「館」「神」「奉」等の墨書土器から、神祇信仰 <small>じんぎしんこう</small> との関係が示唆され、ここで行われた祭祀には、国家が関与していたものと考えられている。 |

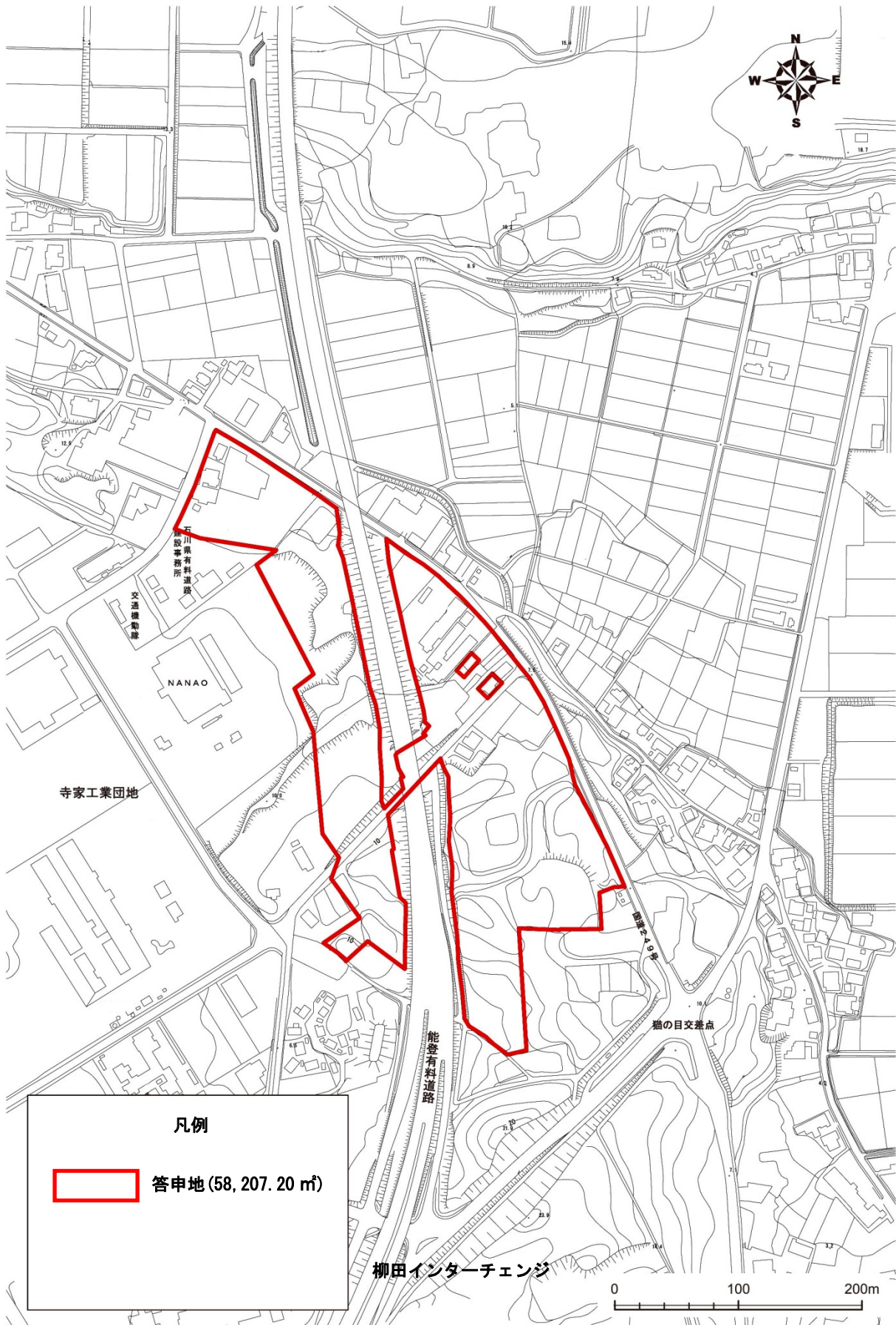
また、羽咋市教育委員会によって、昭和56年度から16次にわたる遺跡の範囲・内容を明らかにする発掘調査が実施され、8世紀後半の一辺2メートル以上の大型焼土遺構、石組炉、土坑等が検出された。焼土遺構は、被熱の状態からこの場で何回にもわたり燃焼行為が行われたことが想定されている。

文献では、この地域に気多神社が存在していたことが知られ、『万葉集』において、越中国司の大伴家持が着任後に「気太神宮」に巡行したとの記載がある。また、『続日本紀』では神護景雲2年(768)、「気多神じんぶこに神封20戸こを加え田二町ちやうほうじゆうを奉充する」との記載があるなど、律令政府から特別な扱いを受けていたことが知られる。

寺家遺跡は8世紀から9世紀にかけての、国家が関与したと考えられる祭祀遺跡であり、焼土遺構をはじめとする遺構は良好な状態で遺存し、古代における祭祀の変遷を迫えるという点で例がなく、文献の記載内容を踏まえると、古代気多神社に関わる遺跡である可能性が考えられる。寺家遺跡は、古代における神祇信仰のあり方を知ることでできる稀少かつ重要な遺跡である。



寺家遺跡の位置図



寺家遺跡の範囲図



寺家遺跡 全景（南から、赤線：指定範囲）



寺家遺跡 大型焼土遺構検出状況

名勝 きゅうまつなみじょうていえん 旧松波城庭園について

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 旧松波城庭園 |
| 2 | 所 在 地 | 鳳珠郡能登町字松波ラ字1番1 など |
| 3 | 面 積 | 4,067.04 m ² |
| 4 | 説 明 | 松波城は、中世における能登国最大の荘園であった若山荘 ^{わかやまのしょう} の有力武士で、能登国守護職の畠山氏の一族でもあった松波氏の居城であり、天正5年(1577)の上杉謙信による能登侵攻に伴って落城したとされる。 |

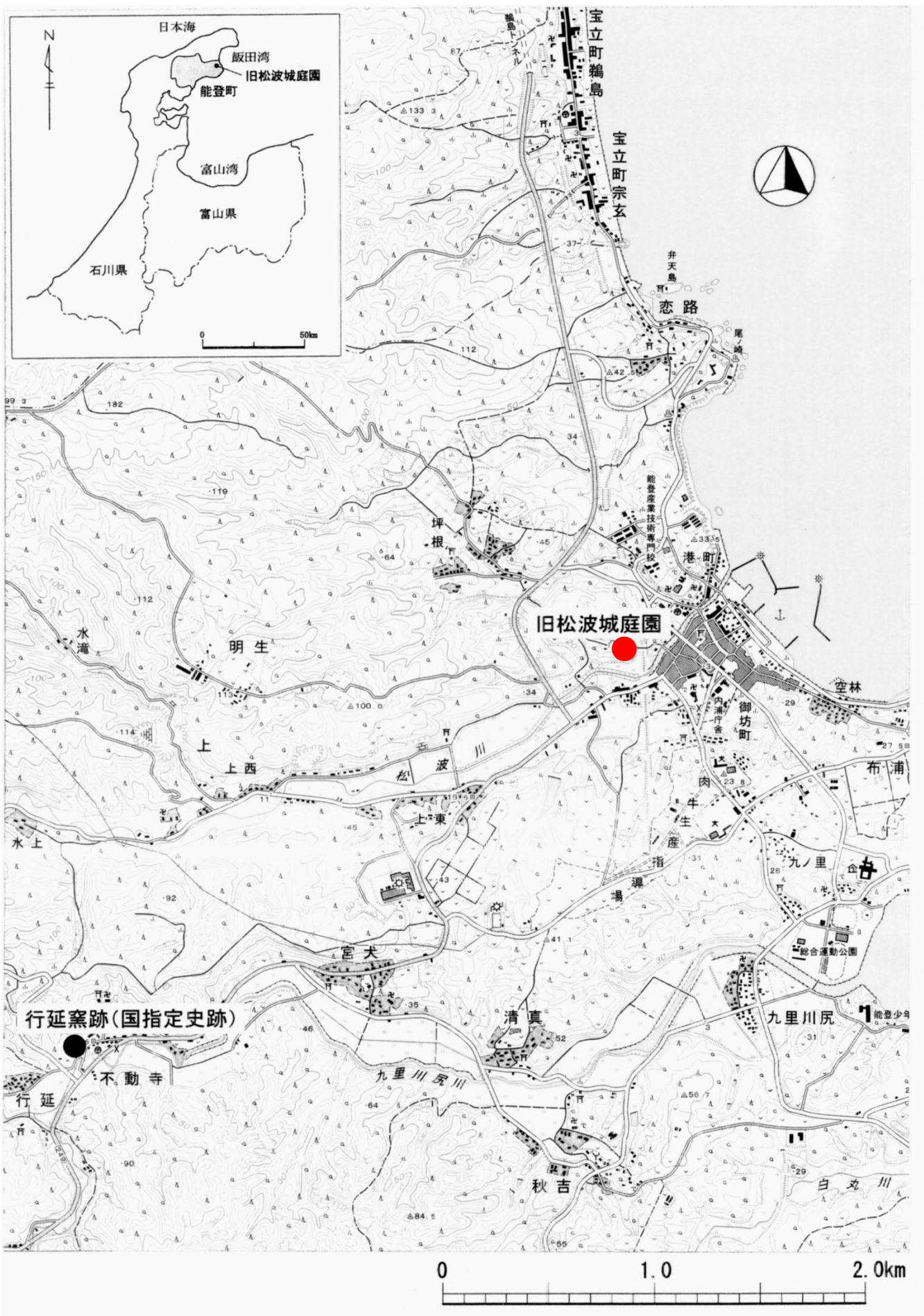
松波城を構成する丘陵の東南端部付近には、標高約15m、面積約600m²の平坦な地形が存在し、建物、景石及び円礫敷から成る枯山水の流れなど、15世紀後半から16世紀にかけての建築・庭園の遺構が発見された。

建物は庭園に付随する四阿^{あずまや}とその付属建物であると考えられ、軒先からは、枯山水の流れを望むとともに、松波川河口域から海への良好な展望が意図されていたものようであり、建物及び庭園は、城内における迎賓の場として使われたものと考えられる。

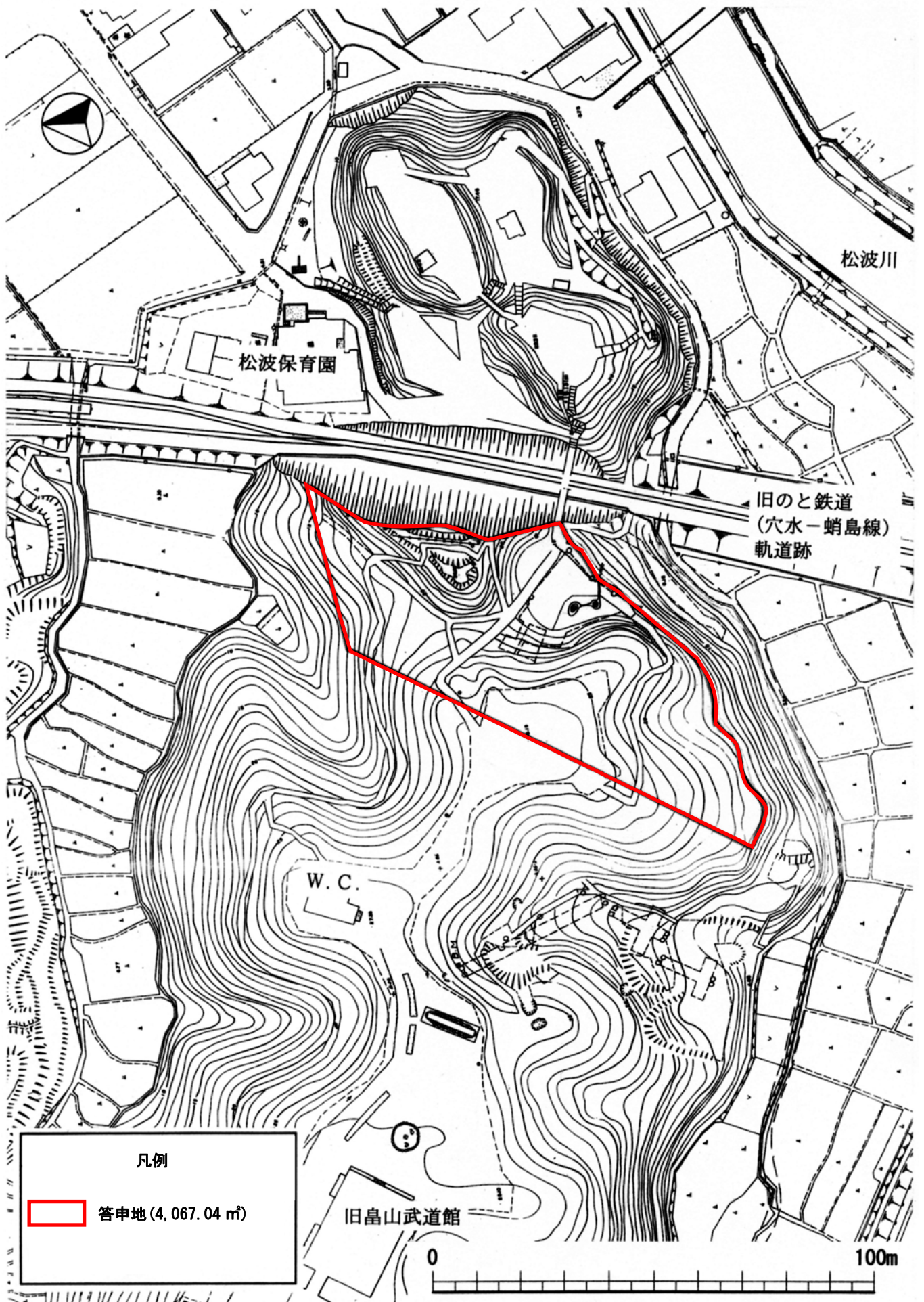
枯山水の流れは、延長が約8.7m、幅が0.3～1.3mの範囲に残されており、流れの起点には、やや小振りの景石を中心として、その下方の景石にかけて小さな円礫を渦巻き状に据え、岩間から湧き出ずる水の姿を表現している。上流から下流にかけて、大小19の景石を配置し、それらを結んで緩やかに蛇行するかの如く円礫を敷き詰め、山間部の清流を表現し、円礫は時に縦方向の小端立てに連続させて勢いのある流れを象り、要所に据えられた景石の周囲や緩やかに湾入・突出する部分には平らに敷き詰めて静穏な水の淀みを表すなど、その変化に富んだ意匠・表現手法には他に類例を見ない傑出したものが見られる。

松波氏は、当時の有力貴族であった日野氏の被官として在京し、洗練された庭園文化を摂取する素地を十分に備えていたとみられ、枯山水の流れの遺構は、松波氏が京都から受容した迎賓における作庭の理念のみならず、この地に固有の石材を使って独特の意匠・工法を定着させたことを示している。

旧松波城庭園は、当地への庭園文化の伝播及び独特の意匠・工法の定着を示す物証であり、庭園史上の価値は高い。



旧松波城庭園の位置図



凡例	
	答申地 (4,067.04 m ²)

旧松波城庭園の範囲図



旧松波城庭園 園池遺構全景（北東から）



旧松波城庭園 枯山水遺構（南東から）